

広島県教育委員会規則第一号

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十三日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓巳

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又は高等学校」を「若しくは高等学校又は幼保連携型認定こども園」に、「に規定する幼児、児童又は生徒」を「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十六条の規定により準用する場合を含む。）に規定する幼児、児童若しくは生徒又は園児」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。